

IV. 都 市 下 水 路

1. 都市下水路の経緯

滋賀県では、公共下水道に先立って都市下水路として雨水対策が進められてきましたが、現在では、一部の市町を残して、公共下水道に移行されています。

令和5年3月31日現在

市町名	都市下水路名	計 画 決 定			都市計画法事業認可		
		決定年月日	集水面積 (ha)	総延長 (m)	認可期間 (年度)	総延長 (m)	完了・継続 (移行)の別
大津市	堅田	S43.3.30	69.3	1,034	S42～S44	1,034	H10年度に移行
草津市	前川	S49.2.15	30	1,300	S49～S54	798	H11年度に移行
守山市	第1号	S46.12.25	112.8	2,000	S47～S51	1,735	H10年度に移行
近江八幡市	中央	S46.6.10	71	1,560	S47～S48	1,560	S47年度に移行
栗東市	中央	S40.5.29	192	3,302	S46～S52	3,302	S63年度に移行
	南	S40.5.29	171	2,120	S40～S46	2,120	S63年度に移行
甲賀市	東幹線	S47.7.4	33	1,050	S47～S51	1,050	H3年度に移行
	西幹線	S55.2.12	162	3,396	S54～H元	2,685	H3年度に移行
	下山	S59.6.30	46	1,080	S60～H2	740	H3年度に移行
	貴生川	H2.11.22	24.1	1,027	H2～H5	269	H3年度に移行
	伴中山	H7.8.10	91	-	H7～H8	210	H9年度に移行
	泉	H7.8.10	25	-	H7～H8	1,310	H9年度に移行
	大原市場	S45.5.1	45	490	S45	490	H6年度に移行
	長野	S52.5.6	34	560	S52～S55	560	完了
東近江市	北部	S50.3.14	67	2,580	S50～S61	2,580	完了
日野町	村井	S48.1.8	34	660	S47～S50	660	完了
	上野田	S53.10.25	85	670	S53～S56	670	完了
	日野中部	S58.6.10	52	1,200	S58～S62	1,124	S59年度に移行
彦根市	広野	S36.2.14	37.2	490	S35～S36	490	完了
	猿ヶ瀬	S36.2.14	462.4	3,240	S35～S42	3,240	S56年度に移行
	京町	S46.6.8	56.8	680	S46～S53	680	S56年度に移行
	愛宕	S55.10.9	102	1,370	S55～S56	284	S56年度に移行
長浜市	地福寺	S54.8.2	39	2,130	S54～S61	1,486	H11年度に移行
	相撲川	S57.11.17	82	860	S57～S62	770	H11年度に移行
米原市	下多良	S53.10.23	33	730	S53～S55	730	H2年度に移行
	柏原西部	S53.7.18	40	330	S53～S54	330	H2年度に移行
	柏原東部	S63.7.19	61	830	S63～H2	830	H2年度に移行
多賀町	四手	H4.4.15	65	2,922	H4～H7	2,922	H8年度に移行

注1：都市下水路とは、公共下水道に先立って雨水対策をする必要があるときに整備されるもの。

注2：公共下水道の雨水幹線と機能的にはまったく同じで、公共下水道の事業計画区域が拡大し含まれれば公共下水道の雨水幹線に移行する。

注3：都市計画決定年月日は、当初告示日。集水面積・総延長は最終。